

産業廃棄物処理行政に関する調査結果

平成26年6月17日

公益社団法人リース事業協会

1. 調査の概要

当協会では、リース終了物件の適切な処分並びにリユース及びリサイクルを促進するため、都道府県及び政令市（本年3月31日現在 47都道府県及び66政令市[※]。以下、「都道府県等」とする。）における産業廃棄物処理行政（①域外発生産業廃棄物の搬入規制、②産業廃棄物関係条例の制定状況）の実態を調査した。

2. 調査結果

①域外発生産業廃棄物の搬入規制の有無

産業廃棄物の都道府県等間の移動に関しては、廃棄物処理法上の規制はないが、大規模な不法投棄事件を背景等として、都道府県等の域外で発生する産業廃棄物について、当該都道府県等への搬入を抑制するため、条例等で排出事業者等に対して事前協議等を求める都道府県等もあり、今回の調査では、35道県29市（前回34道県28市）で事前協議等の規制が行われている結果となった。

②産業廃棄物関係条例等の制定状況

地方自治体においては、排出事業者責任を強化する目的で、排出事業者に対する処理業者の委託契約締結前の実地確認義務等を求める条例等の制定が行われている。今回の調査では、18道府県14市において条例等が制定されている結果となった。

※ 政令市

廃棄物処理法第24条の2では、同法で定める都道府県知事の権限に属する事務の一部について、政令で定める市の長が行うこととすることができる」と規定されている。政令で定める市は、地方自治法における指定都市20市（いわゆる「政令指定都市」）、中核市 43市、呉市、大牟田市、佐世保市となる。

以上

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(平成26年度)

【質問内容】

問1 いわゆる県外産業廃棄物の搬入について

- 規制している (SQあり) —— (SQ) 搬入規制の内容について
- ×規制していない
- △その他
- a. 搬入は禁止している
- b. 事前協議が必要となる
- c. 事前届出が必要となる
- d. その他

問2 条例等の状況について

- 制定している (SQあり) —— (SQ) 条例の概要について記述して下さい。
- ×制定していない
- △制定を検討している

※『 』内は参照する要綱・条例等
 ※回答のない自治体は掲載していない。

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他	(SQ) a: 搬入禁止 b: 事前協議 c: 事前届出 d: その他	規制内容の概要・備考など	○: 制定している ×: 制定していない △: 制定を検討している
北海道	○	b	『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kisei.htm 参照	○ 排出事業者が廃棄物の処分を1年以上にわたり、継続して処分業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に処分の実施状況、施設状況、保管状況を確認し、その結果を記録の上、記録を5年間保存することを義務付けている。
旭川市	○	b	『旭川市廃棄物の処理に係る指導要綱』	×
札幌市	△	-	北海道条例による規制 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』	×
函館市	△	-	当市に規定はないが、道外産業廃棄物の搬入には北海道との事前協議が必要。 『北海道循環型社会形成の推進に関する条例』第24条	×
青森県	○	b		×
青森市	△	-	青森県にて青森市を含めた区域で県外産業廃棄物の事前協議を行っている。	×
岩手県	○	b		○ 排出事業者に対し、産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認を行い、その結果の記録を求めている。また、1年以上にわたり継続的に委託したときは、1年に1回以上の適正処理能力の確認と結果記録を求めている。また、1年に1回以上の処分状況の実地確認を義務付けている。 『循環型地域社会の形成に関する条例』
盛岡市	△	-	岩手県条例による規制 『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	○ ・産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、あらかじめ受託者が産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認し、その結果を記録すること。また、産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託する場合は、1年に1回以上確認・記録すること。 ・産業廃棄物の処分状況を1年に1回以上実地確認し、その結果を記録すること。 『盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例』第21条の6
宮城県	○	b	埋立処分のみ 『産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準』第5-1-(17)イ、ロ	○ 県の区域内(仙台市を除く)の排出事業者が処分を他人に委託する場合、契約前及び契約後も年1回以上実地確認(免除規定等あり)を義務付けている。 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例』第8条 『産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則』第2条
仙台市	○	b	特定有害産業廃棄物又は1月に5トンを超える産業廃棄物を搬入する場合は事前協議が必要となる。 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第10条	○ 排出事業者に対して、処分業者の許可の事業範囲を確認すること、処理施設の実地調査を行うこと等により、産業廃棄物が遅滞なく適正に処分できる状態であることを確認することを定めている。また、マニフェストにより処理が適正に行われたことを確認するとともに必要に応じて現地調査を行い処分状況を把握することを定めている。 『仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』第8条
秋田県	○	b	『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×
秋田市	△	-	秋田市内へ搬入する県外産業廃棄物は秋田県条例で規制している。 『秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』	×
山形県	○	b		×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d.その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している
福島県	○	c		○ 産業廃棄物管理責任者の設置の義務付け等を条例で定めるほか指導要綱で現地確認を行うよう規定している。
いわき市	○	b	『いわき市産業廃棄物処理指導要綱』第7条、第8条	×
郡山市	○	c		○ 産業廃棄物の処理を委託した後に、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理状況を実地調査により確認し、その処理が適正でない認められた場合は、当該処理業者に対し適正な処理を行うよう指示すること。 『郡山市産業廃棄物処理指導要綱』
茨城県	○	b		○ 排出事業者に対して処理業者の現況調査等を行い、適正処理できることを事前に確認することを義務付けている。 『茨城県産業廃棄物処理要項』
栃木県	○	b	最終処分(埋立)を目的とした県外からの搬入の場合 『栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×
宇都宮市	○	b	最終処分(埋立)を目的とした県外からの搬入の場合 『宇都宮市県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱』	×
群馬県	×	-		×
高崎市	×	-		×
前橋市	×	-		×
埼玉県	△	-	県外産業廃棄物の事前協議制度があるが、対象は建設系廃棄物であり、リース物件は対象外。 『埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
川越市	△	-	県外の排出事業地から川越市内の処理施設へ指定産業廃棄物を搬入する総量が前年度の実績で10トンを超える排出事業者(=指定排出事業者)は、指定産業廃棄物処理計画書を策定し、市長に提出することとしている。 『川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
さいたま市	○	b	『さいたま市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
千葉県	○	b	最終処分のみ 『千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
柏市	×	-		×
千葉市	○	b	最終処分を行う場合のみ 『千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×
船橋市	×	-	平成25年4月1日に『船橋市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』廃止	○ 1. 廃棄物処理票の作成 事業者が自ら処理する場合の廃棄物処理票の作成と携行を義務付け 2. 夜間の搬入搬出の禁止 事業者自らが、産業廃棄物を事業場以外の場所へ積み替えたり保管場所等へ移動する場合における、夜間の搬入搬出の原則禁止 3. 運搬車両への表示 産業廃棄物の収集運搬業者の登録車両に、事業者の氏名・名称等を車両の見やすいところに表示することを義務付け等 『船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』
東京都	×	-		×
神奈川県	×	-		×
川崎市	×	-		×
相模原市	×	-		○ 義務付けではないが、実地確認について条例で制定している。 『相模原市産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例』第29条
横須賀市	×	-		×
横浜市	×	-		×
新潟県	○	b	『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』	○ 処分を委託しようとするときは、処分を受託しようとする者が設置している処理施設の稼働状況等を確認し、記録しなければならない。 『新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』
新潟市	○	b	『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第24条	○ 市内産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処分を受託しようとする者が設置している処理施設の稼働状況を確認し、記録しなければならない。 『新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例』第7条
富山県	○	b		×
富山市	○	b	『富山市産業廃棄物適正処理指導要綱』第3章	×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している
石川県	○	b	『石川県廃棄物適正処理指導要綱』	○ 委託しようとするときは、必要な施設並びに知識及び技能を有することを実地確認するよう努めなければならない。産業廃棄物の処理状況を定期的に確認するよう努めなければならない。 『ふるさと石川の環境を守り育てる条例』
金沢市	○	b	『金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱』第15条	○ 努力義務としている。 『金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例』第38、46条
福井県	○	b	『福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱』	×
山梨県	×	-		×
長野県	○	b	『県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱』 http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/kengaisanpai.html	○ 排出事業者は、「産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理行程が適正に行われるために必要な措置を論じなければならない。」と定めている。 『廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』 http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/index.html
長野市	○	b	『県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱』	○ 処理委託前における処理施設等の現地確認等。 法第12条第7項を義務化したもの。 『長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例』
岐阜県	○	c		○ 処理委託しようとする処理業者の確認及び委託後の定期的な確認その他の方法による監視。 『岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例』
岐阜市	○	c		×
静岡県	○	b		○ 管理責任者の設置(第8条第1項)、毎年1回以上の実地確認(第10条第1項及び第2項)を規定している。 『静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』
静岡市	○	b	『静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』	○ ・事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を設置すること。(第8条) ・処理委託前及び年1回以上委託先の実地確認を行うこと。(第10条) ・県外産業廃棄物を市内に搬入する場合は事前に協議すること。また、その搬入状況を年度ごとに報告すること。(第12条、第15条) ・産業廃棄物処理施設等の設置等にあたっては、事前に計画書を提出し定められた手続きをとること。(第20条)
浜松市	○	b	条例に定める事前協議を行う必要がある。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第13条-第16条	○ 排出事業者に対して処理委託前に処理業者の実地確認を義務付けている(適用除外有)。 その後であっても、1年以上にわたり継続し委託する場合には年1回以上の実地確認を義務付けている。 『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条
愛知県	○	c	『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条参照 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/hajime/hajime.html	○ 排出事業者に対し、委託契約前の実地確認と、委託後の定期的な(年1回以上)処理状況の実地確認、また、確認事項の記録を5年間保存することを義務付けている。 『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第7条参照 http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/hajime/hajime.html
岡崎市	△	-	事前届出が必要。 愛知県条例『廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』の適用。	×
豊田市	○	c	『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する規則』	○ 排出事業者に対して、契約前及び契約後も年1回以上処分業者の確認を行い、記録を5年間保存することを義務付けている。 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例』 『豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する規則』
豊橋市	△	-	事前届出が必要。 『愛知県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例』第8条	×
名古屋市	○	c	『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』第10条	○ 処理業者が処理能力を備えていることの確認の義務付け、処理状況の定期的な確認に努める等。 『名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例』第7条
三重県	○	c		○ 排出事業者に対して、年1回処分業者の実地確認(又は実地確認者からの聴取)を義務付けている。
滋賀県	×	-		×
大津市	○	b	『大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』	×

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制			問2.条例等制定状況	
	○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他 (SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d.その他			○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している	
京都府	×	-		×	
京都市	×	-		×	
大阪府	×	-		×	
大阪市	×	-		×	
堺市	×	-		×	
高槻市	×	-		×	
豊中市	×	-		×	
東大阪市	×	-		×	
牧方市	×	-		×	
兵庫県	×	-		×	
尼崎市	×	-		×	
神戸市	×	-		×	
西宮市	×	-		×	
姫路市	×	-		×	
奈良県	×	-		×	
奈良市	×	-		×	
和歌山県	○	b		×	
和歌山市	×	-		×	
鳥取県	×	-		×	
島根県	○	b	適正に処分されることを確認するため事前協議を必要としている。	×	
岡山県	○	b	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第20条	○	排出事業者は、発生した産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者(再生利用業者を含む。以下同じ。)に委託する場合は、産業廃棄物処理業者の許可内容、産業廃棄物関係施設の現況や能力、処理方法等を調査し、委託に係る産業廃棄物の適正な処理が可能であることを確認するとともに、産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の種類、性状その他処理に必要な情報を提供するものとする。 『岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱』第3条第2項
岡山市	○	c	『岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例』 『岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則』	×	
倉敷市	○	b	『倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則』第33条	×	
広島県	○	b		○	事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の規則で定める方法により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。
呉市	×	-		×	
広島市	×	-		×	
福山市	○	b	『福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱』	×	
山口県	○	c		○	排出事業者は産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処理業者の処理施設を实地調査するか、实地調査している者から聴取し、その結果を記録することを義務付けている。 『山口県循環型社会形成推進条例』 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/14jour/ei/kisei.html
下関市	×	-		×	
徳島県	○	a	原則搬入禁止	×	
香川県	○	a	循環的な利用の場合、又は特例として、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認める場合に限り、事前協議により認める場合はある。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』	○	処理業者の許可証の確認、契約締結前に処理業者の処分施設の現況等の実施調査を行うなど状況を確認した上での委託契約の締結、産業廃棄物の性状・組成等の分析試験結果の交付の義務付け。 『香川県産業廃棄物処理等指導要綱』
高松市	○	b	『高松市産業廃棄物処理等指導要綱』第7条	×	
愛媛県	○	a	『愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×	
松山市	○	b	『松山市産業廃棄物適正処理指導要綱』	×	
高知県	○	b	『高知県産業廃棄物処理指導要綱』	×	
高知市	○	a	ただし、事前協議として承認された場合は、この限りでない。 『高知市産業廃棄物処理指導要綱』	×	

自治体	問1.域外産業廃棄物搬入規制		問2.条例等制定状況	
			○:規制している(SQあり) ×:規制していない △:その他	○:制定している ×:制定していない △:制定を検討している
		(SQ) a:搬入禁止 b:事前協議 c:事前届出 d:その他		
福岡県	○	c	規制目的ではない。 『福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱』	×
大牟田市	×	-		×
北九州市	○	d	搬入量により届出が必要。	×
久留米市	×	-		×
福岡市	○	c	『福岡市県外産業廃棄物搬入の事前届出に関する要綱』	×
佐賀県	○	a	ただし、事前協議として承認がなされた場合は、この限りではない。 『佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱』	×
長崎県	○	b		○ 排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
佐世保市	○	b		○ 排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『佐世保市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
長崎市	○	b	『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』	○ 排出事業者の責務として、処理事業場の定期的な確認等を求めている。 『長崎市産業廃棄物適正処理指導要綱』第5条第5項
熊本県	○	b	年度間500トン以上の搬入が対象 『熊本県産業廃棄物指導要綱』第14条	○ 排出事業者に対して、産業廃棄物処理委託業者の能力確認及び適正に処理されるよう処理状況の定期的な確認等による監視を義務付けている。 『熊本県生活環境の保全等に関する条例』第85条
熊本市	×	-		×
大分県	○	b	『大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例』で規制する。	×
大分市	△	-	県外から搬入される産業廃棄物については、大分県が一括して事前協議を行っている。市内搬入分については、照会により意見を回答している。	×
宮崎県	○	a	『宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱』	×
宮崎市	○	a	原則搬入禁止 『宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱』	×
鹿児島県	○	a	原則搬入禁止 ただし、知事が特に認めるときに限り、事前協議により搬入を認める場合はある。 『鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱』	×
鹿児島市	○	b	九州各県以外からの搬入については原則として認めない。 『鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱』	×
沖縄県	×	-		×
那覇市	×	-		×

産業廃棄物処理行政に関する調査結果(平成26年度)

【質問内容】

問3 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者の公表の有無について

- ホームページで公表している
- ×ホームページで公表していない
- △その他

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
北海道	○	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/sanpai.htm	
旭川市	○	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kankyoshido/	
札幌市	○	http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/yuryo.html	
函館市	△		現時点で優良認定を受けた処理業者なし
青森県	○	http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0625-1434-538.html	
青森市	○	http://www.city.aomori.aomori.jp/view.rbz?nd=1906&ik=1&pnp=141&pnp=867&pnp=1330&pnp=1906&cd=630	
岩手県	○	http://www.pref.iwate.jp/kankyou/sanpai/009601.html	
盛岡市	○	http://www.city.morioka.iwate.jp/sanpai/joho/004456.html	
宮城県	○	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/meibo.html	
仙台市	○	http://www.city.sendai.jp/business/d/kankyo_02_02_12.html	
秋田県	○	http://www.akita-sanpai.com/	
秋田市	×		
山形県	○	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050010/waste/yuryonintei.html	
福島県	○	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku035.html	
いわき市	○	http://www.city.iwaki.fukushima.jp/haikibutsu/010156.html	
郡山市	○	http://www.city.koriyama.fukushima.jp/index.html	ただし認定実績なし
茨城県	○	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/fuhou_touki/yuryo.htm	
栃木県	○	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/yuuryouhououka.html	
宇都宮市	○	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/haikibutsu/002466.html	
群馬県	○	http://www.gunma-sanpai.jp/gp01/index.htm	
高崎市	○	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010800763/	許可業者一覧の備考欄に記載
前橋市	○	http://www.city.maebashi.gunma.jp	
埼玉県	○	http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/618497.pdf	
川越市	○	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1173070221458/index.html	
さいたま市	○	http://www.city.saitama.jp/001/006/008/002/005/p031592.html	
千葉県	○	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/nintei.html	
柏市	○	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080700/p008977.html	
千葉市	○	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/yuryonintei.html	
船橋市	○	http://www.city.funabashi.chiba.jp/jigyuu/haiki/0008/p015618.html	
東京都	×		ただし、都独自の優良性評価制度(第三者評価制度)の認定業者はホームページで公表している
神奈川県	○	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f473/	
川崎市	○	http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013898.html	
相模原市	○	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/003/465/yuuryouintei_ichiran_260201.pdf	
横須賀市	△		制度を紹介するページがあり、環境省の該当ページへのリンクを掲載している
横浜市	○	http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/sanpai/02gyo/03yuuryo/	
新潟県	○	http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html	
新潟市	○	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai_home/sanpai_home.html	
富山県	○	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00007418-001-01.html	
富山市	○	http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/sangyohaikibutsu/sampaishorigyosha.html	
石川県	○	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/gyoshameibo/index.html	
金沢市	○	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25040/disposal/index.html	
福井県	○	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/meibotop.html	
山梨県	○	http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/74715114004.html	
長野県	○	http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/nintei/index.html	
長野市	○	http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/haitai/22809.html	

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
岐阜県	○	http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/kyokajoho/kyoka-joho.html	
岐阜市	○	http://www.city.gifu.lg.jp/10611.htm	
静岡県	○	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/sanpaikakari/yuryoseihyouka/yuryoseihyouka.html	
静岡市	○	http://www.city.shizuoka.jp/deps/sangyohaikibutu/kyokasaisin.html	全許可業者を一覧表で公開しており、優良認定を受けている事業者については、一覧表の中でその旨を記載している
浜松市	○	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_meibo/index.html	
愛知県	○	http://kankyojoho.pref.aichi.jp/haikigyosya/hyouka_list.aspx	
岡崎市	○	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1424/1406/p009870.html	
豊田市	○	http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ae00/ae04/1193762_7100.html	
豊橋市	○	http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/15782/yuryo-itiran.pdf	
名古屋市	○	http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000009332.html	
三重県	○	http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/youryounint eigyousyaitiran.htm	
滋賀県	○	http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/ninteigyosha.html	
大津市	△		ホームページで公表するが、現在該当業者なし
京都府	△		ホームページでの公表を検討中
京都市	○	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000134132.html	
大阪府	○	http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/yuryo_shorigyosya/index.html	
大阪市	○	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9225/youryousaisin.pdf	
堺市	○	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/jigyosho/sangyohaikibutsu/haikibutsushori/gyoshameibo.html	
高槻市	○	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/sigenjun/gyomuannai/sanpai/gyousha.html	
豊中市	×		対象事業者なし
東大阪市	○	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/13-11-0-0-0_6.html	
枚方市	△		近日中の公表を予定している
兵庫県	○	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/index.html	
尼崎市	○	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/syorigyou/035yuryouminntei.html	
神戸市	○	http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/industry/account/index.html	
西宮市	○	http://www.nishi.or.jp/contents/0001542100030002500216.html	
姫路市	○	http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405_24008_24298.html	
奈良県	○	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12647	
奈良市	○	http://www.city.nara.lg.jp	
和歌山県	○	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/yuryo.html	
和歌山市	○	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/sangyohaikibutu/youryonintei/index.html	
鳥取県	○	http://www.pref.tottori.lg.jp/155163.htm	
島根県	○	http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/hyokalist.html	
岡山県	○	http://juncan.okix.jp	
岡山市	△		産廃情報ネットへのリンクを貼ることで、優良認定業者を検索できるようにしている
倉敷市	○	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=14863	
広島県	○	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/120056.pdf	
呉市	△		業者なし
広島市	○	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/000000000000/1305077803752/index.html	
福山市	○	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/2706.html	
山口県	○	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/12sanpai/youryouhyouka.html	
下関市	○	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1166656687635/index.html	
徳島県	○	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011042200172/	
香川県	○	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/haikibutsu/meibo/iwsyu.htm	
高松市	○	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/8697.html	
愛媛県	○	http://www.pref.ehime.jp/h15700/youryousei_hyouka/index.html	
松山市	×		
高知県	○	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/sanpai-youryounintei.html	
高知市	○	http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/68/yuryounintei.html	
福岡県	○	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tekigouichiran.html	

自治体名	問3	HPアドレス	補足説明
大牟田市	×		
北九州市	○	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0414.html	
久留米市	○	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyougomi/3042sangyouhaiki/2011-0502-1459-473.html	
福岡市	○	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/hp/sangyouhaikibutu/syorisidougakari/020_2.html	
佐賀県	○	https://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1262/_72417/_33064/_4625.html	
長崎県	○	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/haikibutsu-recycle/shorigyousha/yuuryogyousya/	
佐世保市	○	http://www.city.sasebo.lg.jp	
長崎市	○	http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/330000/337000/p022918.html	
熊本県	○	http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/yuryo.html	産廃情報ネットにて公表
熊本市	○	http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=1888&class_set_id=5&class_id=193	
大分県	○	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/ninnteigyousyairan.html	
大分市	○	http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1322101936085/index.html	
宮崎県	○	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/kankyo/taisaku/sanpai_kyoka/yuuryouninteiseido.html	
宮崎市	○	http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1305593154289/files/yuryou.pdf	
鹿児島県	○	http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/sanpai/yuuryouseinintei.html	
鹿児島市	○	http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/jigyoushakankyo/kankyo/recycle/28497_44149.html	
沖縄県	○	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/gyousyameibo.html	
那覇市	△		優良認定業者なし